

学位研究第15号 平成13年11月（研究ノート・資料）  
[大学評価・学位授与機構 研究紀要]

## 学位授与機構10年の軌跡と今後の課題

The First Decade and Future Challenges  
of the National Institution for Academic Degrees

黒羽 亮一  
KUROHA Ryoichi

はじめに	113
臨時教育審議会，大学審議会での検討	113
発足時のこと	115
「学士の種類」	116
「単位修得の基本基準・専攻基準」	117
学位授与者の特性	118
刻々の学位授与制度の変更	119
大学関係者への謝意	120
ABSTRACT	121

# 学位授与機構10年の軌跡と今後の課題

黒羽 亮一\*

## はじめに

この機関は、平成12(2000)年4月以来、大学評価・学位授与機構となっておりますが、それまでの8年ほどは学位授与機構で、本日はその事業の10周年記念の研究会という設定のようであります。私が学位授与機構に勤めていたのは平成9(1997)年3月までです。その後の学位授与機構としての事業のおよそについては察せられますが、新しい大学評価事業の機微などは、まったく未知であります。にも係わらず、「何か話せ」という主催者のご命令にしたがいましたのは、創設前後の事情と、現状に対する私見を話させて頂くことにも多少の意味があるのでは、と思考したためであります。

平成10年秋、当時の文部省・大学審議会答申により、大学評価事業の必要性が指摘されたのを受けて、文部省や影響力の大きい大学人が、「どこにどのような機関を設けてこの難事業を実施するのが妥当か」について検討することになりました。そのときに、「機関の評価ではなく、個人の学業評価ではあるにしても、およそ大半の学問分野について、その評価の方法を開拓し、実績を積んでいるし、この種の課題の調査研究部門も持つ学位授与機構の中に設けるのが適当ではないか」ということになったと仄聞しております。これが唯一の理由だったとも思えませんが、ともかく、それまでの学位授与機構の創設とその実績は、10余年前からの「大学改革」という大きな流れの中で一定の意味を持っていたのだし、今後も有意義であるということでありましょう。

## 臨時教育審議会、大学審議会での検討

学位授与機構の誕生には、それまでの長い間の懸案だった考え方があります。それは高等教育機関の多様化に伴って、またそれをさらに促進するために、量的に拡大した多様な諸機関の間に、できるだけ優劣をつけないように、学習者個人で、乃至は機関相互間で、できるだけ単位を「互換」し「累積」できるようにしようという発想です。昭和59(1984)年から三年ほど続いた臨時教育審議会(臨教審)では、大学、短大、高等専門学校(高専)、専修学校専門課程(専門学校)などの改革に関する指摘のたびごとに、互換や累積加算を検討しました。「大学院をおかない大学や大学以外の高等教育機関における学習の成果を評価し、それらの修了者に学位(学士を含む)を授与するための方策として学位授与機関の創設が考えられる。この機関の

---

\* 常磐大学 教授、大学評価・学位授与機構 名誉教授

本稿は、大学評価・学位授与機構「学位授与事業10周年記念研究会」(2001年9月26日)の講演原稿である。

モデルとしてはイギリスのC N A A (Council for National Academic Awards) が参考になろう」といった表現も行われておりました。

臨教審答申では個別の高等教育機関に関する問題としても、「短大の学科の多様化、高等専門学校の工業・商船以外の分野への拡大や名称変更の検討」が指摘されていました。名称変更については「専科大学（仮称）に変更することも検討する」とまで、具体的に述べておりました。この点が臨教審以後の検討で、教育内容のより充実のための専攻科の設置とその大学院への接続という問題になっていきました。

また、短大の専攻科は昭和28（1953）年以来存在した制度ですが、その設置は文部省への届出だけでよく、他の高等教育機関との接続や関連はありませんでしたので、これに積極的な扱いをすることも課題となってきました。

以上は高等教育内容や諸機関の多様化・弾力化といっても、文部省所管の学校教育法にもられた所謂「一条学校」を中心とした諸学校間でのことでしたが、臨教審では「政府各省庁には高校卒業を入学条件とするいくつかの教育訓練機関が設置されている」といった表現もされました。

それは、防衛大学校（防衛庁所管）、海上保安大学校（運輸省所管）などからの強い意向の反映でした。これらの学校の卒業生には、すでに昭和40年代から大学院受験資格が与えられており、一条学校との接続がなかったわけではありません。しかし、「米国の海軍兵学校（アナポリス）や陸軍士官学校（ウェストポイント）の卒業生には、B A, B S (Bachelor of Arts and Science) が与えられているのに、なぜ日本の制度は閉鎖的なのか」という主張で、それはきわめて強いものでした。私のような専門委員のところまで、陳情がありました。当時きわめて多忙だった臨教審第四部会長の飯島宗一先生には、海上保安大学校はヘリコプターを仕立てて学校を案内したといえます。

臨教審答申を受けて、大学改革に精力的に取り組んだのは大学審議会であることは周知のことですが、昭和62（1987）年の最初の文部大臣諮問理由説明では、「学位授与機関の在り方も含め・・・」程度の表現でした。しかし、平成元（1989）年3月14日の大学審総会で行われた文部大臣の審議要請は創設について重点的な審議を求めたもので、かなりはっきりした方向が示されています。

要請の第三は学位授与機関の創設についてであります、①生涯学習体系への移行、多様な高等教育機関の発展等の観点から、所謂単位累積加算制度（複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学士の称号を付与するという制度）を設けるとともに、②大学や大学院と実質的に同程度の教育研究が行われている高等教育機関について、その修了者に対して学士の称号を付与、学位の授与を行い得るようになる必要があると考えております

というわけです。そして大学審がこの方向で答申を行うことがほぼ確実になりました平成2

(1990)年6月に、形式上は総合研究大学院大学内にはありますが、実質は文部省内に、学位授与機関創設調査室と創設委員会が設けられました。室長には飯島宗一先生が就任し、事務方は総主幹が窪田敏志さん(機構の初代管理部長)、主幹が宮城豊さん(初代総務課長)でした。私は当時筑波大学にいましたが、準備委員の一人になりました。

この準備委員会での検討事項には、現在においてもその課題が存続し続けていることなど、注目すべきものもありましたが、紙幅の関係で省略し、翌3(1991)年2月の「概要について」という答申と、同時期に大学審議会が行った「創設について」の答申の骨子だけを述べます。

- ① 単位の無条件な累積加算のみによる学位の授与には、なお慎重に検討を続ける必要がある。
- ② 大学への一定期間在学者、「まとまりのある学習」を基礎とすることのできる短大・高専卒業者が、学位授与機関により課程認定を受けたその専攻科か、大学の科目登録制度やコース登録制度のもとで一定の単位を体系的に修得した場合に学位を授与する。
- ③ 学校教育法によらない省庁教育訓練機関で、教育課程・修了条件・教員組織・施設設備等が大学・大学院の課程と同等なものと学位授与機関が認定した機関の修了者には学位授与機関が学位を付与する。
- ④ 学校教育法による大学・大学院修了者や中退者に対する「論文博士」の付与は、行わない。これは留学生の場合も同様である。

この二つの答申に基づいて国立学校設置法と学校教育法の一部改正が行われて、同年7月に学位授与機構が設置されました。初代の機構長には元東京工業大学長の田中郁三さんが就任され、飯島先は評議員会の会長になりました。専任教員としては、現在は評価事業の方で活躍中の館昭さんがただ一人の教授として就任しました。私も併任教授として作業に参加し、筑波大学を定年退職した翌年4月に専任となりました。このときに東京工業大学を図書館長で定年退官された齋藤安俊先生が着任されました。現在の学位審査研究部長で、運営委員会会長でもあります。

## 発足時のこと

発足の直後から各省庁大学校に対して、大学設置審議会の専門委員会の審査のやりかたと似た審査が始まりました。法文経、理工水産、医学とほぼすべての学問分野にわたっているほかに、海上保安学などもありますから、第一級の多数の先生方に審査の専門委員として参加して頂きました。それが終わった11月ごろからは、高等専門学校や短大専攻科の課程認定で、これは現地調査は省略しましたが、やはり設置審・専門委とほぼ同様の作業です。お願いした200人以上の先生方の功績は絶大ですが、お願いする方の事務方にも、以前に文部省の設置審査担

当部局でそのノウハウをマスターしていた、宮城総務課長らがいなければ出来ない仕事でした。

ともかく初年度中に各省庁大学校では学部相当6校、修士相当2校、博士相当1校の課程認定を行いました。また専攻科は高等専門学校で2校・5専攻、国・公・私立の短大で20校・29専攻の課程を認定しました。

並行して、学士の学位の授与の手続きをきめなければなりません。省庁大学校の学士相当課程は、各学校の履修終了を認定するだけですが、修士・博士課程は論文を審査し、面接もしなければなりません。初年度末に防衛医科大学校研究科の10人の卒業が迫っているために、その博士論文審査と面接を平成3年末までに行うという慌ただしさでした。医学専門委員長を平則夫先生（当時東北大学医学部長、のち一時学位授与機構教授）にお願いし、さらに先生から多数の専門委員、臨時専門委員を選び、承諾を依頼して頂いたわけで、ご苦勞をおかけしました。

続いて始めたのは、「学士の種類をどうするか、どんな学生にどんな方法で学士を付与するか」という制度の早急な設定です。これについては10月に「学士の学位の授与の在り方に関する調査研究会」を設け、機構の原案をたたき台にして、高専・短大関係者などの意見も聞きました。調査研究会の主査は、この7月まで評議員会長をされていた戸田修三先生でした。

この会議で、準備委員会答申に述べられていた科目登録制度やコース登録制度は、当面の実施はむりだろうということになりました。そして内容的には、学校教育法・学位規則（文部省令）を受けて「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」となるような方法を決定しました。規程は、平成4（1992）年1月14日付け「官報・819号」に公示されました。そして、現在「新しい学士への途」というパンフレットを毎年発行しておりますが、その初版として、公示した規程を申請者に分かりやすく示したものを平成4年4月に刊行しました。この内容は現在でも大きくは変わっておりません。ただ、業務の範囲が広がって、「新しい学士への途」も大分あつくなりました。さいわい機構では「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了から『学士』をめざす方へ」というリーフレットを配付されておりますので、一般にはこれでほぼ十分な情報が得られましょう。

## 「学士の種類」

ここで、大学等の全般的な状況に一つの課題を投げかけているのではないかと見られる学位授与審査規定の特色を、二点ほど述べてみたいと思います。

第一は、学位に付記する専攻分野の名称を旧大学設置基準別表から、6年課程の医学、歯学、獣医学を除いた26種類に限定していることです。学位授与機構の発足した平成3年7月1日は奇しくも現在の大学設置基準や学位規則が制定された時期で、そこでは大学の学部名の例示が廃止されました。また「学士」は称号ではなく学位となり、「授与するに当たっては適切な専攻分野の名称を付記するものとする」と、括弧書きで示すことになりました。

旧設置基準時代でも、学部名は設置基準の条文にある9種類のほか「その他学部として適当な規模内容があると認められるもの」も可とされていて、改正直前には100種類近くになって

いました。それで基準別表では29種類だけを示すというのは、形式的には矛盾していたわけですが、実際は100種類程度の学部の内容ならば、この29の中におさまるといえるものでした。しかし、新設置基準になって、いまや学部名の種類は200を超えています。その学士に付記する専攻分野の名称も学部名の種類に近く多様化しています。

審査規定を設けるときの、このようになることは十分に予測できていました。しかし、あえて旧設置基準の26種類に限ったのは、新しい専攻分野からの申請者は当分はなかりとうという推測と、かりにあったとしても審査の専門委員会をそれに対応するほど開設できないためでした。

また専攻分野はひとつでも、専攻区分によって審査専門委員会は部会を多数設けざるを得なくなり、ますます。「工学」という専攻分野では、区分は機械、電気電子、情報、応用、生物、材料、土木、建築と、芸術工学との9の専門部会に別れています。文学や理学、教養も同様です。

一方、旧設置基準に準じた専攻分野のために、薬学、商船学、水産学の三分野は審査の対象にしていますが、私が学位授与機構に勤めていた間には申請がないために、「単位修得の専攻基準」がまだ設けられていませんでした。薬学と水産学については、その後基準が設けられたと聞いております。これらの事情によって、平成13年現在「単位修得の専攻基準」は53種類に及んでいます。大学が出している学士に付記する専攻分野の数よりはるかに少ないといえるものの、やはり相当の数と見なければなりません。

この原則は各省庁大学校の場合も、学士・修士・博士を通して同様です。海上保安大学校には「学士（海上保安）」がありますが、他は理学、工学などです。平成8（1996）年末、防衛大学校は修士課程に相当する総合安全保障研究科の課程認定を申請し、その場合に研究科の名称通り「修士（総合安全保障）」として欲しいと希望してきました。一般の大学院ではこのような細分化した専攻の表示をしていますので、もっともな要望ですが、審査会の専門部会では慎重に審査の上「修士（社会科学）」としました。

これは防衛大学校の修士相当課程で先行している理学・工学の分野で、付記する分野を専攻区分に応じて細分化せずに「修士（理学ないし工学）」としていることと平仄を合わせるという趣旨であり、また他の省庁大学校や短大・高専等修了者等の扱いとも共通させる趣旨でした。

余分な個人的な印象を述べますと、文部省の大学設置審査要覧によると、設置審専門委員会の区分は文学、教育学・保育に始まって22であり、それぞれの中に専攻分野名が示されています。その専攻分野名には学際的といえるか、奇をてらったものはまだ登場していません。学位授与機構もそれと同じペースかと思われます。

## 「単位修得の基本基準・専攻基準」

次に単位修得の基本基準と専攻基準についてですが、基礎資格者として、短大・高専卒業生、大学に2年以上在学した62単位以上修得者、などと定めました。これら基礎資格を有する者が短大の専攻科や大学の科目履修生として62単位以上を積み上げ、さらにレポート等の学修成果を作成した場合には、申請ができるという現行の基本線が、上記の「第6条第1項の規定に基づ

く学位授与規程」に盛り込まれて、ただちに実施されました。これも平成11（1999）年以降は修業年限2年以上で総授業時間数が1,700時間以上の専門学校修了者も資格が与えられるようになったことぐらいが大きな改正で、現在に至っております。

問題は基礎資格単位と積み上げ単位をどう組み合わせるかで、これは翌年から図示することにしました。基礎資格単位の中にも専門科目に数えられるものがあるという仕組みで、やや複雑な観は否めません。しかし、大学のカリキュラムとしての整合性というものを念頭におくと、どうもこのように複雑にならざるを得ません。

次に必要な単位数ですが、これは「4年以上在学・124単位以上」という以外には明示されていない新設置基準が発足した直後なので、相当考えました。専門科目と専門関連科目を合わせて「62単位以上」としました。旧設置基準では76単位以上だったのですから、少ないという批判もありそうですが、フルタイムの普通の学生よりはかなり困難な状況のもとに学習してくることを考えると、この程度でよいのではないのでしょうか。

また新設置基準は「教育課程の編成に当たっては、専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」と抽象的に示してあるために、教養教育や外国語教育の単位数は特に示しませんでした。ただ、「関連・その他科目は24単位以上」としました。

その上で各専攻区分ごとに「単位修得の専攻基準」を示しました。これが、学位授与機構のカリキュラムのようなものです。ここで専門科目は平均的には40単位以上、すくない分野では32単位以上、多い分野では48単位以上として、一つ一つの科目名の例示もしてあります。この53種類の表の多くは専門委員会のごく初期の段階で、専門委員の先生方から提出して頂いた意見を集約するという形で作成しました。

専門委員会には、書かれたことがすぐプリントできる、コピー機つきのボードを用意しました。そこに、専門委員の先生方があげる科目名を館教授が書き出し、ボードが一杯になった段階でプリントして、さらにそれを複写して参加の先生方に配ります。それを加除して清書して、それを再検討して・・・といった作業を熱心に繰り返して作成した情景が、昨日のこのように思い出されます。

## 学位授与者の特性

平成3（1991）年に学位授与機構が発足して満10年を経ました。初年度から学位を授与した各省庁の大学校の修了者数では、すでに8,887人に対して学士、860人に対して修士、152人に対して博士の学位を授与しております。

また短大・高専卒業者等への学位授与は平成4年度からですが、これも同12年度までに8,028人であります。

膨大な数の大学や大学院卒業者に比べれば僅かな数ですが、授与された学位の内容は優れたものといえます。各省庁大学校は、優れた資質の高校卒を入学させ、内容の充実した密度の濃

い教育を施しております。また短大・高専卒業者等ですが、単位を何箇所かの教育機関で取得するだけでも大変なのに、400字詰め原稿用紙にすれば30～50枚もの、専攻区分に沿ったレポートを提出するわけです。さらに、そのレポートを参考に出題された試験も受けなければなりません。

現代の大衆化した大学教育の中にあっては、もとよりその学習量や学力の平均などは、判定不可能なことです。敢えて「平均的大学生よりも格段に密度の濃い学習をして、成果をあげている」ということも許されましょう。

学位授与機構での学位取得者の意識と動態については、平成10年に大規模なフォローアップ調査が行われ、その結果が、機構の研究紀要である『学位研究』に公表されております。また、その後も追跡調査を続けているとのこと。結果はほぼ予測どおりで、創設時とその直後に在職していた者としては安堵しているところであります。

この調査とは別に個人的な感想を述べますと、短大・高専卒業者等の8,028人は、工学2,540人、保健衛生学1,481人、看護学878人、栄養学567人等と職業に密着しやすい技術分野にかたよっている点が注目されます。音楽、美術といった芸術学も1,358人と多いのですが、人文科学や社会科学の多くの分野には馴染んでいないようです。本席は高等教育の事情に詳しい方ばかりなので、その理由などは申しません。しかし、学位授与機構は、我が国の高等教育諸機関そのものと、そこに学ぶ学生の特色を、正確に表現している点でも面白い存在となりました。これが、将来どういうことになるのか、興味のあるところです。

## 刻々の学位授与制度の変更

学位授与機構での学位授与と事業の10年はざっと以上のようなことですが、なお一言つけ加えれば、試行錯誤もあり、状況の変化に応じた修正もあるということです。

最初の平成4年度は、短大・高専等の「既卒業者」の受付けでしたが、翌5年度からは「卒業見込み者」も受け付けて、実質その段階で学位授与を内定するという制度に切り替えました。これは大学院の入学試験受験の便宜のためなどです。

また、平成11（1999）年度から実施している一定条件を満たした専門学校修了者への学位授与にも歴史があります。「看護専門学校卒等に対しては申請基礎資格を与えて欲しい」という要望は、学位授与機構創設前からありました。しかし、当時は専門学校修了者に大学編入学資格を与える道はまだ出来ておりませんでした。一般の大学の方でそれが実現して、少しずつ普及する状況を見て、学位授与機構も制度を改正したのでした。

平成13（2001）年度からは、「積み増し単位のうち16単位以上は大学で科目等履修生として修得する」という規定を廃止しました。これは、「一定単位数以上は大学において修得することを要する」という創設調査委員会の答申による制度でした。「大学卒と同様の資格を与えるのだから、大学の匂いを嗅がせることが必要だろう」というのが、当時の判断でした。しかし、その後の十余年に大学・学部教育の大衆化はより進みました。その反面、認定専攻科の教育内

容・水準は学部教育のそれと比較して遜色ないものに充実してきました。こういう状況に応じたの措置であります。

今後も、大学を中心とした高等教育の変化は、絶え間なく続きましょう。それに応じて学位授与機構での「学士への途」にも変化があらましよう。なければなりません。ただ、それはこれまでと同様に大学全般の変化に即応するものであるべきものです。それより突出することも、またためらうことも許されないでしょう。

## 大学関係者への謝意

この講演を学位授与機構10年の全般の報告とするならば、ほかに調査研究部門や情報提供部門の活躍のことも、学位授与業務と劣らずに重要です。これらも年々質量ともに充実してきております。しかし、講演が長くなりますので、これについては省略します。研究紀要である『学位研究』や広報関係出版物の発行などが続いていますので、それらに譲ります。

また、この講演の中で、学位授与機構の今日までを支えてこられた方々のお名前は、ごく一部を申しあげただけで、省略せざるをえませんでした。しかし、専門委員の方々や事務職員の方々を含めれば、延べでは500人を超しているのではないのでしょうか。

その方々への深い感謝の気持ちを、一つの思い出で集約させていただきます。それは、神戸地震のあった平成7（1995）年1月17日にも、東京港区新橋の蔵前工業会館の一室を借りて、いつもと同様に、大学の卒業判定会議以上の重みのある専門委員会を開いていたのですが、そこに関西の先生方が、遅れて出発した新幹線で参加されたことです。

(注) 政府審議会答申などは、以下によった。

『臨教審総覧，上下』（第一法規，昭和62年に収録の「同答申」と「審議経過の概要」）

『大学審議会答申・報告集』（平成9年，文部省大学審議室）

[ABSTRACT]

## The First Decade and Future Challenges of the National Institution for Academic Degrees

KUROHA Ryoichi\*

The National Institution for Academic Degrees (NIAD) celebrated the 10th anniversary in 2001. On its occasion the author, a former faculty of the NIAD, describes the degree awarding practice of the NIAD during the last ten years.

NIAD was founded in 1991 based on the two reports, one of the University Council and the other of the preparation committee of the degree awarding organization. These reports prescribe the current institution's essential features.

- (1) It requires further investigation to award degrees on the basis of unconditionally accumulated credits.
- (2) Bachelor's degrees are awarded to an individual who completed preliminary qualification (successful completion of an associate-degree program at junior college or college of technology etc.) and acquisition of a specific amount of credits granted in undergraduate or graduate programs of universities in Japan as a non-matriculated credit-based student, or in advanced programs offered by junior colleges or colleges of technology recognized by the degree awarding organization.
- (3) Bachelor's, Master's and Doctorate degrees are awarded to an individual who has successfully completed a program provided by an educational institution under the jurisdiction of ministries other than the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. These educational institutions are not controlled by the School Education Law, but provide curriculum, requirements of completion, teacher organization, institution equipment, etc. equivalent to the undergraduate and graduate courses of universities and are approved by the degree awarding organization.
- (4) The degree awarding organization does not grant doctorate degrees to the graduates or dropouts of the undergraduate/graduate courses of universities through assessment of dissertation. The same is applied to a foreign student's case.

In the first decade NIAD has carried out considerably much trial and correction to meet the requirements of various challenges. For instance, in 2001 a clause was abolished that 16 or more credits had to be acquired at a university as part of the accumulated credits, because the level of the advanced programs of junior colleges and colleges of technology have improved while the expansion of the higher education has progressed.

Higher education in Japan will continue to change. Alternative routes to degrees offered by NIAD will change, too. But the change should keep step in with the change of universities as a whole.

---

\* Professor, Tokiwa University; Emeritus Professor of the National Institution for Academic Degrees